

広島県告示第八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人宗和会ナベピ アクリニック	呉市警固屋四丁目一―六一	平成二六年八月二二日
村田内科クリニック	呉市本通六―二―四	平成二六年八月二五日
記念歯科	呉市阿賀北九丁目八―一五	平成二六年九月三〇日
めだか薬局	呉市広白石四丁目七―一二	平成二六年八月三二日
医療法人社団みずほ会 久井歯科医院	三原市久井町江木二―六二―一	平成二六年八月三二日
林歯科医院	三原市城町三丁目八―二二	平成二六年八月三日
斎藤歯科医院	尾道市因島土生町一八九六―四	平成二六年七月二七日
せとうち薬局	尾道市因島土生町一八四七―二	平成二六年九月一日
酒井内科医院	廿日市市宮島口西二丁目五―一八	平成二六年九月二二日
石泌尿器科医院	呉市本町九―一九	平成二六年一〇月三二日
アロー薬局呉店	呉市本通六丁目二―四	平成二六年十一月一日
保手浜眼科	尾道市高須町東新涯四七六三―七	平成二六年一〇月三二日
ひがき眼科	府中市元町五七六―九	平成二六年一〇月三二日
清水医院	三次市十日市南五丁目九番四五号	平成二六年一〇月三二日